

令和5年度第2回千代田区障害者支援協議会

計画部会

—議 事 録—

日時：令和5年10月4日（水）18：35～20：20

場所：千代田区役所 4階 401会議室

千代田区 障害者福祉課

■開催日時・出席者等

日時	令和5年10月4日（水）18:35～20:20	
場所	千代田区役所 4階 401会議室	
委員	学識経験者	小川会長、小池委員
	千代田区障害者相談員	廣瀬委員、小畑委員、小笠原委員、蒲生委員
	障害者及びその家族	藤田委員、鈴木（や）委員、鈴木（洋）委員、 大山委員
	社会福祉団体又は障害者福祉団体の代表者等	廣木委員
	事業者	永田委員、山内委員、中田委員
	就労支援関係者	秋元委員
	区職員	細越保健福祉部長
幹事	区職員	吉田子ども部児童・家庭支援センター所長 山本子ども部指導課長 山内保健福祉部福祉政策担当課長 清水保健福祉部障害者福祉課長
事務局	区職員	松田保健福祉部障害者福祉課障害者福祉係長 松井保健福祉部障害者福祉課給付・指導担当係長 小坂部保健福祉部障害者福祉課総合相談担当係長 加山保健福祉部障害者福祉課施設・就労支援担当係長 林田保健福祉部健康推進課保健相談係長 大越保健福祉部障害者福祉課障害者福祉係主事

■議事録

<開会>

○清水幹事 皆様、大変お待たせいたしました。今、リモートでご出席の委員の方たちとつながらない状態でございますが、別途ご連絡さしあげるかたちで始めさせていただきます。ただいまより、令和5年度第2回千代田区障害者支援協議会計画部会を開催いたします。議事までの間、事務局として進行を務めさせていただく障害者福祉課長の清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日の会議につきましては、議事録を作成いたします関係で、皆様のご発言を録音させていただきます。予めご了承いただきたいと思います。また議事録につきましては、後日ホームページに掲載いたしますので、併せてご了承ください。それでは、本日の計画部会の開催にあたりまして、細越保健福祉部長から一言、ご挨拶を申し上げます。

○細越保健福祉部長 皆さん、こんばんは。保健福祉部長の細越です。本日はお忙しい中、また少し足元のお悪い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。今年度は障害福祉プランの改定作業の年度になりまして、部会委員の皆様には例年以上にお力添えをいただいております。この場を借りて厚くお礼を申し上げます。本日は、7月に計画部会で確認いたしました内容をベースに、国から示されております基本指針との整合を図るとともに、協議会全体会、またこの部会でいただきましたご意見、そしてアンケート調査から得られたデータもございます。さらには千代田区の地域特性を踏まえた取組、それらを加味いたしまして、計画のたたき台となる素案をご用意いたしました。限られた時間ではございますけれども、忌憚のないご意見をいただきまして、内容を精査したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○清水幹事 続きまして、本日配付いたしました資料について、事務局より確認をさせていただきます。

○松田障害者福祉係長 障害者福祉課障害者福祉係の松田でございます。よろしくお願いいたします。本日、席上に配付させていただいております資料は、次第、それから座席表、『令和5年度千代田区障害者支援協議会「計画部会」委員名簿』でございます。続きましてA3の資料1『障害福祉プラン策定に係る方向性の検討について』、そして資料2、こちらが『千代田区障害福祉プラン

「素案』』となっております。本日、皆様にお持ちいただいている現行の障害福祉プランをお持ちになっていない方はいらっしゃるのでしょうか。お配りいたしますが、皆様、お持ちですか。ありがとうございます。それでは、進めさせていただきたいと思います。

本日の委員の出席状況について報告させていただきます。出席数は15名で、委員総数16名の過半数以上であり、本日の会議は成立しております。Zoom参加は、廣瀬委員、鈴木やす代委員でございます。なお所用により、小畑委員は欠席とのご連絡をいただいております。傍聴者は0名、協議会へのご意見はございませんでした。

○清水幹事 本会の議事の開始に、小川部会長の挨拶をお願いいたします。

○小川部会長 改めまして、皆様、こんばんは。挨拶ということですが、今日は「千代田区障害福祉プラン」、とても分厚い冊子ですが、まず障害者基本法に基づいて、福祉サービスだけに限定されずに千代田区の障害者施策全体の方
向性について示した障害者計画、これについてご意見をいただきます。それから障害者総合支援法に基づいて、障害福祉計画。これは福祉サービスに関
わる計画です。児童福祉法に基づいて、障害児福祉計画。子どもの福祉サ
ービスに関する計画。3つのポイントについて検討することになります。この
素案をパッとめくっていただくと、赤い所がたくさんありますので、基本的
にはこの時間だけで全部精査するわけにはいかないと思います。行政の方
にはできるだけポイントがわかるように、「ここが重要で、ここが変わった」
などわかるようにご説明いただいて、今日、この場だけでは難しいかもしれ
ませんので、あとで「こんな機会にご意見をいただける」というご案内もし
ていただけたらと思います。皆さんの意見をしっかり受け止めて、この計画に
ついて検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○清水幹事 ありがとうございます。それでは、議事に入らせていただきます。小川
部会長によりしくお願いいたします。

○小川部会長 それでは、今回は3か月ぶりの計画部会になります。今、申し上げたよう
に素案というかたちで資料が提示されていますので、ぜひ忌憚のない意見
をお願いいたします。皆さんからいただいたご意見をどのように反映して
いくのかは、行政でご検討いただけたらと思います。時間がおそらくまた足り

なくなるとは思いますが、できるだけ効率的に議事を運営していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入る前に、前回の計画部会で小笠原委員からいただいたご質問に、「厚生労働省が提示している障害福祉計画の基本指針の見直しのポイント、一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に関わる法改正への対応」という内容がございました。これについて、改めてご説明するお約束になっていたので、事務局からご説明をお願いいたします。

○加山施設・就労支援担当係長　就労支援担当の加山でございます。4月4日開催の第1回の計画部会で、小笠原委員から「一般就労中の就労系福祉サービスの一時利用に係る法改正の対応とはどのようなことか」ということでご質問をいただいております。こちらは、6月に厚生労働省社会保障審議会の障害者部会が示した法改正の対応に関する資料の中で、「企業などでの働き始めに、勤務時間を段階的に増やしていく場合や、休職からの復帰を目指す場合に、その方が一般就労であっても、就労系障害者福祉サービスを一時的に利用できることを法令上位置づける」と記載されております。現行の制度ですと、一般就労されている方が就労移行支援やA型・B型の福祉就業を併用することは原則として認められていない状況でございますが、この改正により条件つきで併用が認められることとなります。

例えば、障害のある方で体調に波のある場合や、一般就労を開始するにあたって、そのリズムを崩しかねないため、一般就労の働き始めの際に就労系の障害福祉サービスを一時的に並行利用して一般就労の時間を増やしていくことなどが可能になります。これは、より個別の状況に合わせて、福祉就労から一般就労へと段階的に進めていく考え方に基づくものと認識しております。これによって本人自身が居場所と感じていた事業所と職場を行き来できることで安心につながると思われると思います。区としても今まで以上にその方の状況に合わせた柔軟な就労支援が可能になるものと考えております。

○小川部会長　ありがとうございます。この件について、小笠原委員、よろしいですか。

○小笠原委員　ありがとうございました。このサービスを利用する時に、法では定められていても、職種によって企業が対応できない場合はどうなるのでしょうか。

- 小川部会長 「職種によって」というのはどのような意味ですか。
- 小笠原委員 段階的に対応することが、従業員の数が少なく、「あなたの働く時間が少ないと、既存の仕事ができなくなるので、そのサービスはできません」ということがあった場合は利用できないでしょうか。
- 小川部会長 この辺は非常にケースバイケースで、あるいは就労支援センターで企業との交渉、調整が必要になると思いますが、まずは区からご説明をお願いいたします。
- 加山施設 部会長のおっしゃるとおりケースバイケースではあるかと思いますが、こちらは現行でも「自治体が認めた場合は使える」と例外的な扱いをされているものが、法改正によって、「法令上、こういったことは可能である」と位置づけられると認識しております。ということは、法令で決められていることになりますので、今まで以上にそのような面もしっかりされていくことだと思います。あとは、就労支援センターや事業所を通じて、その方がよりよく働いていけるように企業と交渉していく必要があると区としても考えております。
- 小笠原委員 ありがとうございます。
- 小川部会長 就労支援センターは、この件で何かありますか。
- 秋元委員 併用することで、企業に新たな理解が必要だと考えておりますので、丁寧な説明も必要になると思います。定着していくことを考えますと、徐々に、段階的に移行していくことは企業にとってもメリットがあることだと思いますので、より多くの方が働ける制度の活用を目指して、就労支援センターでも支援をしていきたいと考えております。
- 小川部会長 ここでは、昇りのエスカレーターと言いますか、就労していく時、それから休職から復職をする時、そういった文言ですけれども、実際に今度はだんだん年齢が上がって、就労から福祉的就労へという下りのエスカレーターもありますので、かなり地方自治体で柔軟に判断しています。ただ、地方自治体によって判断の違いも出てきていますので、できるだけ千代田区では柔軟に判断をいただけるとありがたいと思います。それでは、この件についてはご説明をいただいて、皆さん、ご了解をいただけたということにさせていただきます。

議事に入ってまいりたいと思います。議題(1)「障害者計画、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について」の「①障害福祉プラン策定に係る方向性の検討について」、事務局から説明をお願いいたします。

○松田障害者福祉係長 資料1「障害福祉プラン策定に係る方向性の検討について」をご覧ください。本日、委員の皆様には「千代田区障害福祉プラン」の素案をご提案させていただいております。前回の計画部会でご承認をいただいた障害福祉プランの骨子について、素案の14ページには基本理念、基本方針、基本目標、施策の方向性がございしますが、この障害福祉プランの骨子について、協議会で委員の皆様からいただいたご意見や本年3月に実施した障害者アンケートの結果を踏まえて、それがどのように施策の方向性につながっているのか、全体像を示したものでございます。例えば、1番上の紫に色付けされた部分を見ていただきますと、基本目標に「地域の中でともに生きる仕組みづくり」とあります。これがどのようなかたちで施策の方向性の「障害の理解促進と権利擁護の推進」につながるかということでございますが、協議会での委員の皆様のご発言部分を見ていただきますと、5月26日の協議会全体会の中で「差別解消法の周知の必要性」や「＜合理的配慮の提供＞についての周知の必要性」など、また6月12日の相談支援部会では「相談機関の地域社会へのアピールの必要性」、7月27日の相談支援部会では「精神障害者への理解促進」、7月20日の心身障害者福祉問題懇談会では「精神障害者への理解促進」など、法の周知、地域へのアピールなど、さまざまな障害に対して理解を深めてもらう必要があるという意見をいただいております。「障害者基礎調査の結果」を見ていただきますと、委員の「周知の必要性というご意見」に対して、情報の入手先については「区や都の広報紙」という回答が最も多くなっております。ここは、周知には広報を中心として「障害の理解の促進と権利擁護の推進」につながり、さらにここから具体的な事業へつながってくるものと考えております。ここからどのような具体的な事業につながるかは素案の14、15ページを見ていただきますと、施策の方向性から個別の事業へのつながりが見えるかと思います。

また、アンケートでは、外出時に困ることとして、「道路や駅の段差や階段が多い」という回答が最も多かったのですが、このことはハード面での問

題でもございますが、こうしたことに対して情報の提供や意思疎通支援でも対応すべき部分があるものと考え、こうした結果を踏まえて施策の方向性と具体的な事業になるように、資料1の一覧表では、基本目標、協議会でのご意見、アンケート結果、施策の方向性へとつながっていき、さらにそこから具体的な事業へとつながっていくことを示しています。以下に黄色の部分、青の部分、ピンクの部分、緑の部分がそれぞれございますが、こちらも基本目標としてそれぞれの部分が委員の皆様のご発言、アンケート結果により施策の方向性へと向かい、そこから個別事業へとつながっていくことを示しています。

○小川部会長 ありがとうございます。ご説明いただきましたが、皆様からご質問やご意見はございますでしょうか。

○小笠原委員 基本目標「安心して暮らす仕組みづくり」の「(2)緊急時の支援の実施」の事業として、15 ページに「②千代田区安心生活見守り台帳」とありますが、この台帳の中に、緊急時の個別計画は含まれているのですか。

○山内幹事 福祉政策担当課長をしております、山内と申します。安心生活見守り台帳は普段の生活をお過ごしいただく中で、怪我や具合が悪くなった方に対する緊急連絡先というかたちで情報を入れさせていただいてございます。また、先般皆様をお願いしております個別避難計画につきましては、そのデータを基に皆様方に内容のご確認や策定をご依頼しているところでございます。そこには障害の方も入られています。

○小笠原委員 わかりました。普段の生活でどんな支援が必要かというよりも、災害などの緊急時にその人がどんな状態になるのかをご家族や支援者の方が記入して、そこをきちんと確認しておくことが必要なのではないかと思います。

○小川部会長 ありがとうございます。今の基本的な方向性についての議論の中で、具体的なご指摘をいただきましたけれど、施策の方向性「(2)緊急時の支援の実施」に「②千代田区安心生活見守り台帳」とあるのですが、個別の支援計画はこの計画の中のどこかで扱われているのですか。

○松田障害者福祉係長 ここ以外の部分では記載はございません。

○小川部会長　わかりました。全部を深掘りしていくと大変なのかもしれませんが、それについては計画上は特に大きな課題はないという認識で入っていないという事でよろしいですか。

○細越保健福祉部長　今、担当課長が申し上げましたように、この「千代田区安心生活見守り台帳」の中に個別の計画も入っております。ご指摘がありましたので、ここに包含されていることがわかるような表現にできると思いますので、事務局で検討しようと思います。

○小川部会長　少し見方と議論の仕方のおさらいで 1 つの例として取り上げてみたいと思うのですが、「千代田区安心生活見守り台帳」は、素案の何ページを見ると出ているのでしょうか。

○松田障害者福祉係長　33 ページをご覧くださいますと、「(2)緊急時の支援の実施」の「②千代田区安心生活見守り台帳」がございます。

○小川部会長　小笠原委員は支援計画の策定をきちんと進めたほうがよいというご意見でしたか。

○小笠原委員　色々な災害がありますし、アンケートの中でも 1 人で対応できない方がたくさんいらっしゃいますので、緊急時の支援のあり方をきちんとしておかないといけないのではないかと思います。

○永田委員　緊急時の台帳ですが、障害があったので母親が入っていました。私も基本台帳についてはある程度理解していて、「どのような方たちがいるか」はある程度民生委員の方も知っているのですが、ただ具体的にどう支援するかについては、各町会で実際には体制がとれていませんでした。緊急時、例えば地震の時に「自宅に待機」となっているけれど、それ以外に色々な問題が起こった時にどう動いていくか。消防署の人たちは基本台帳の中で「こういう人たちがいる」と理解しているようですが、周りの地域の中で具体的にどうするかはつくられてはいないのではないかと思います。その辺については、一人ひとりについてどうしたらいいのか、つくっていかないといけないのかなと感じています。

○小川部会長　わかりました。行政計画にどこまで書き込めるかはまた具体的に検討しただきたいと思いますが、1 つの項目についてのご意見として、こういった皆さんのより丁寧な、より具体的な支援につながるようなことが次

の段階として必要なのではないか。台帳の整備よりももう少し安心できる計画が必要なのではないかという意見をいただきましたので、参考にしていただければと思います。ありがとうございます。まず、議題(1)の「①障害福祉プラン策定に係る方向性の検討について」、資料1のところでご意見をいただき、重要なことかと思い、具体的に検討させていただきました。よろしければ、「②千代田区障害福祉プラン（障害者計画、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）素案について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

○松田障害者福祉係長 資料3「千代田区障害福祉プラン 素案」をご覧ください。委員の皆様にはすでに現行の障害福祉プランをご覧いただいております、さらに第1回全体会、第1回計画部会でもご説明をさせていただいたところではございますが、素案ができたところでもう1度、障害福祉プランの体系を見ていただきながら、順次ご説明をさせていただければと存じます。

素案のページをめくっていただきますと、まず目次となっております。第1章は「策定にあたって」とし、3ページには「計画策定の背景と趣旨」、6ページには千代田区障害福祉プランの「位置付け」、7ページには「計画の期間」、8ページには「計画の推進体制」が記載されております。

第2章では、この障害福祉プランの「基本的な考え方」、骨子部分の内容が記載されております。現在のものを引き継いでおり、14ページの体系図の中の施策の方向性において若干言葉の修正や追記を行っている所が赤字で示されています。15ページをご覧くださいと、これまでの事業と共に新規事業や重点事業などで、この3年間の事業実施の中で新たに加えるべきものや修正すべきものを精査し、記載しております。17ページから61ページまではこれらの15ページに記載されている個別の事業につきまして事業内容や今後の取組の方向性を記載しています。今回は時間の関係もございますので、13項目ある新規事業について簡単に説明をさせていただこうと思います。

まず、基本目標1では25ページの「⑥デジタル化の推進」が新規事業としてあげられております。事業内容は、区における「千代田区DX戦略」に

に基づき、ポータルサイトの構築や手続きガイド等利便性向上や情報の提供力を高める取組を積極的に推進していく内容になってございます。

基本目標 2 では、27 ページの「特性に応じた重層的な相談体制の整備」の中の「②基幹相談支援センター」があります。事業内容につきましては、区では千代田区立障害者福祉センターえみふると障害者よろず相談事業の2箇所を基幹相談支援センターとして位置づけ、相互連携のもと地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として相談支援の体制整備を行います。主な業務としては、①総合的・専門的な相談支援の実施、②地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、③権利擁護・虐待の防止等を行います。障害福祉サービス事業所や関係機関との連携を図ることで、地域全体の障害福祉に関する支援体制の向上を図っていくものとなっております。続きまして、30 ページをご覧ください。「⑦ひきこもり対策」の事業内容でございます。令和4年3月に開設した、ひきこもりに関する総合的な受付窓口において、ひきこもりに関する相談を受け付けます。また、関係する支援機関等で構成される「ひきこもりに関する支援協議会」の運営を行い、連携した支援体制の構築を推進していく内容となっております。「⑧難病相談室」の事業内容といたしましては、難病の方に、家庭でのリハビリの方法や日常生活活動への助言など、理学療法士、保健師が相談を行います。34 ページの「④一時保護」の事業内容は、心身障害者（児）を介護している保護者等が疾病等の理由により家庭における介護が困難になった場合に一時的に保護施設（病院等）に保護するというものでございます。続きまして、「⑤障害児医療ステイ」でございます。事業内容といたしましては、医療的ケアを必要とする児童の養育が保護者の事情により一時的に困難となった場合に、協定を結んだ区内医療機関においてショートステイを利用できる体制を整備するとともに、個室等の利用料を区が負担することで、保護者の不安と経済的負担の軽減を図るものとなっております。36 ページ、こちらは「防災・防犯対策の推進」の「④在宅人工呼吸器使用者への災害時支援」でございます。事業内容は、在宅で人工呼吸器を使用されている方に対して、災害時の個別支援計画を策定し、支援します。東京都の関連事業の紹介も行っていくというものです。

基本目標 3 では、「在宅生活を支える体制整備とサービスの充実」の中の、41 ページにある「⑤医療的ケア児等支援協議会」では、有識者や当事者を委員とし生活上の安心のために制度の確認や施策の検討を行うという事業内容となっております。「⑥精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討」の事業内容は、地域共生社会の実現に向けて、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムの構築を進めていくというものでございます。43 ページ、こちらは「経済的支援の実施」の中の項目でございます。「⑦千代田区児童発達支援等利用者負担額助成事業」は、3 歳から無償となる国制度の対象外となる 0～2 歳児の障害児通所支援サービスの利用にかかる自己負担額を補助することで、経済的負担を軽減する内容でございます。44 ページの「⑧医療的ケア児バッテリー等購入補助」は、常時医療が必要な児童に対して災害時等に利用できるバッテリー等の購入費用を補助し災害等への準備を支援するとともに経済的負担を解消する内容でございます。続きまして、「人材確保・事業所への支援」の中の、47 ページの「③専門的人材の確保・養成」でございます。事業内容は、高い専門性を持つ支援者による質の高い福祉サービスの提供のため、基幹相談支援センターが研修会及び事例検討会や勉強会等を開催することで、支援者の専門性の向上を図るものとなっております。

続きまして、基本目標 5 では「特性に応じた雇用・就労の促進」において、59 ページの「⑤障害者就労機会創出実証業務」でございます。事業内容は、外出を伴う就労や長時間での就労が困難であった重度障害者等の新たな就労機会を創出するため、パソコンやスマートフォン等の操作により自宅において短時間でも就労できる分身ロボットの活用を実証的に実施し、区内企業や事業所へ広く周知する内容となっております。以上が、新規事業の 13 項目になります。それ以外のところでも事業内容を精査いたしまして、必要な修正等を加えているところを赤字にして表記させていただいております。

併せて、39 ページをご覧ください。「千代田区地域生活支援拠点等の体制整備イメージ図」が掲載されておりますが、こちらは相談支援部会で検討い

たしました図を添付しております。62・63 ページのコラムにつきましては、
「ライフステージに応じた切れ目のない支援に向けて」といたしまして、今
回は例示をあげて、具体的にイメージしやすいものに修正を加えておりま
す。この他にも、コラムの追加を検討しているものがございます。

○小川部会長 ありがとうございました。ここまでは、障害者計画になります。皆様、何
かご質問やご意見がございましたら、お願いいたします。

○永田委員 今、色々説明していただきましたが、その内容を今後具体的に、例えばロ
ボットを入れるとなったら、どのようなものを入れるのか、「～をつくる」
など、具体的なことは今後の話し合いの中で出てくるのですか。

○加山施設・就労支援担当係長 ロボットについては、「こういったもの」と目星をつけて、
予算の要求を行っております。まだ予算が固まっていませんので、この場で
詳しく話すことはできないのですが、1 点だけお話ししますと、例えば、織
姫という遠隔操作できるロボットを使って、外出困難な方が働くことので
きる機会をつくりたいと考えております。

○永田委員 他の、色々説明されたことについて、具体的に考えられたことについては、
あとで出てくるのですか。

○小川部会長 計画について、どこまでこれを具体的実行可能なものとして、さらに表す
ことがあるのか、「こういったことをやっていきます」というレベルのもの
なのか、ということですか。

○細越保健福祉部長 こちらは障害福祉プランの計画でございますので、今、口頭で申し上
げたような細かな部分までは載せません。ただ、区役所の中では毎年度毎に
予算をたてますので、その際には予算のあらましをつくりますので、その中
でこの計画に基づいた取組を見せます。それは来年度、障害者支援協議会で
ご紹介できます。

○小坂部総合相談担当係長 今回出しているものの中で、取組の方向性で相談の体制づく
りや精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築など、さらに議論
を深めながら進めていくものがございます。それらについては部会などを
通じて皆様の意見を伺いながら進めていくかたちで、この 3 年間を使って
計画を実行に移していくことを考えております。

○鈴木（洋）委員 47 ページの「③専門的人材の確保・養成」ですが、今年度、区から募集課題のようなものが出ていました。その中に企業や大学、NPO から支援の担い手を探したいということが出ておりましたが、それと重なった内容なのでしょうか。

○小坂部総合相談担当係長 その辺りも検討していくことの 1 つであると思います。こちらの一番の目的は専門性の向上であり、福祉サービス、福祉を支える基盤の人材を増やしていくことです。どこの自治体も頭を悩ませていると思いますが、これについて取組というかたちで進めていきたいと思います。記載がありますようにインターンシップを実際に体験したいという、福祉の職場体験的な取組を進めていくことなど、相談支援部会でも話をしておりますが、地域生活支援拠点等の中の人材確保の話と絡めながら、考えていきたいと思っています。

○鈴木（洋）委員 よろしく願いいたします。

○蒲生委員 28 ページの、「③障害者よろず相談」と「④身体障害者相談員・知的障害者相談員」の項目ですが、このように方向性が示されてよかったと思います。地域の中で困ったことを抱えた人はすぐ支援に入れますけれど、日頃、そういうことを感じないで日常生活を送られている方で、ひょっとしたら困ったことを抱えてしまうのではないかとと思われるような障害のある方も地域の中で信頼関係を築きながら、困りごとを抱えないような予防的な支援が必要ではないかと思っております。それは、地域の中で色々な活動をしている、保護者会などにも出ている私たち相談員が気づいていかなければいけないことだと思っておりますけれど、障害のある方が安心して暮らしてほしいと思っておりますので、その辺は見守りをしていきたいと思っております。

○永田委員 確かになかなか大きい所に相談に行かない人はいるので、大きい所は大きい所で必要なのですが、そういう意味では地域の中で、地元に近い所でのような小さい所があったほうがより相談がうまくいくのではないかと感じています。それを考えていく必要があるのではないかと思います。

○小川部会長 ありがとうございます。もし可能であれば、今おっしゃられた、連携をより強めた書きぶりなどもご検討いただければと思います。

○小池委員 25 ページの「⑥デジタル化の推進」について、意見を述べさせていただきます。今の国の流れからしてもデジタル化の推進は謳われておりまして、このことによって当然利便性が向上したり、より生活しやすくなるメリットがあると思いますので推進していただければと思うところなのですが、他方で、パソコンやスマホを使いこなせない方がいらっしゃることも事実で、そのような方たちが取り残されてしまうのではないかという懸念をもっております。デジタル化を推進するにあたっては、パソコンやスマホを使わないとできないことだけにするのではなく、使わなくてもできることについてもご検討いただければと思います。

○小川部会長 ありがとうございます。

○小笠原委員 62 ページのはばたきプランについては重点項目になっていますので、立てたプランがきちんと機能していくようにするには引継ぎが大事だと思います。職員の方が日々お子さんの対応をすることに力をとられて、そこがよろそかになっていくと、はばたきプランの意味がなくなってしまうので、よろしく願いいたします。

○小川部会長 プランの引継ぎについても強調をお願いいたします。

○鈴木（洋）委員 今の 62 ページの切れ目のない支援についてですが、私どもの施設でも保護者会が定期的に行われております。親の会は任意で入るものなのですが、ここ最近 2 割の方がお入りになりません。その理由というのが、いわゆる Z 世代の方たちの親御さんで、「保護者同士の交流は必要ない」という理由でお入りにならない方たちばかりです。お子さんが発達障害の方や色々個性的な重度の方もお入りになっているので、「相談したらいいのではないか」という方が多いです。学校時代は学校まかせという感じでいらっしゃる方が多いのですが、やはりそこで切れているなと最近の様子では感じます。さくらキッズの先生とお話をした時も、「親御さんでペアレントトレーニングまで納得する方はとても少ない」とおっしゃっていました。とにかく幼稚園や学校に入れてしまえば、それでおまかせという感じで、そこにいれば安心という時間制限の中で、二十歳近くになって出た時に受け入れた事業所がとまどう。親たちも交流がなくというのが最近の現実です。親の考え方が少し変わってきていると感じますし、これだけ相談事業やプランなどを立

ち上げていただいて、それが役立つようになっていないのではないかと思います。今の現状のお話でした。

○小川部会長 ご意見ありがとうございました。参考にさせていただきます。

○廣木委員 内容ではなく所管の確認なのですが、33 ページの「②千代田区安心生活見守り台帳」が在宅支援課になっております。在宅支援課は高齢者の担当部署だと思うのですが、障害者についてもこちらで担当することになるのでしょうか。

○小坂部総合相談担当係長 こちらの「千代田区安心生活見守り台帳」に関しては、在宅支援課が担当というかたちになっております。

○細越保健福祉部長 ただ先ほど、最初にご質問いただいた個別避難計画の案件がございますので、ここの記述については大事な部分だと思いますので、事務局で所管も含めて整理したいと思います。

○小川部会長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。その他、いかがでしょうか。Zoom でご参加の皆様はよろしいですか。それでは、1 点、私から発言させていただきます。47 ページの「③専門的人材の確保・養成」が一番重要で、他に色々事業を計画しても担い手がいないという問題が今期ますます深刻化すると思います。行政としてどのような具体的な策を書くかは非常に難しいことは承知しておりますけれど、それにしてももっと強める必要があるのではないかと思います。事業内容では、「基幹相談支援センターが研修会及び事例検討」という、これは基幹相談支援センターとしてやるべき当たり前のことですので、これでは弱いのではないかと。それから「障害福祉サービス事業者による積極的なボランティアやインターンシップの受け入れ」、これも一生懸命やろうとしても余力がなく、多少それぞれの事業者が努力してもやはりそれを実際に可能性のあるかたちにするような手段・方法がないことが現状だと思いますので、ここはもうひと息、何か絞り出していただかないと、他の区市町村もここについてはもっと力を入れた書きぶりになっていて色々とお知恵を絞っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、障害者計画についてはいったんここで区切らせていただきまして、次に参ります。第 4 章の説明を事務局よりお願いいたします。

○松田障害者福祉係長 65 ページから、「第 4 章 第 7 期障害福祉計画」についてでございます。障害福祉計画につきましては障害者総合支援法に基づく成果目標と活動指標について数値の設定や説明文章を記載してございます。前回の計画部会で、国の指針の要点などを示しながら説明させていただいたことを具体的に示させていただいております。まず、67・68 ページでは、成果目標について設定しております。67 ページの一番下で黒字になっている所は、現在基準値や割合、数値目標について設定の仕方が内容として出しづらいところがありまして、内容を国と検討しているところでございます。国に内容を確認でき次第、ここの数値を入れたいと思っております。ご理解いただければと思います。成果目標については、国が示す成果目標と基本指針に定める目標に対して、項目毎に区として基準値を示して令和 8 年度末までにどのような割合を設定し、数値としてどのようなかたちとしてそれを示していくかを記載した部分でございます。

69 ページからは、国が示す活動指標についての区としての計画値を記載しております。69・70 ページが訪問系サービス、71 から 73 ページが日中活動系サービス、74・75 ページは居住支援・施設系サービス、76・77 ページは相談支援体制の充実・強化、79・80 ページは地域生活支援拠点等について、81 ページが精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、82 ページが障害福祉サービス等の質の向上につて、83・84 ページが福祉的就労から一般就労への移行等を推進するための取組、85 から 88 ページが地域生活支援事業、89 ページが自立支援医療・補装具費の支給ということで、12 項目について活動指標を掲載しております。現行の活動指標と若干順番等が変更されている所がございしますが、基本的に項目については現行の障害福祉計画の内容と同じもので、数値の見直しを行っております。内容について、表の細かな数値での記載で見づらい所もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

○小川部会長 ありがとうございます。それでは、障害福祉計画、これは数字の部分が多いのでなかなか議論しにくい部分もあるかもしれませんが、皆さん、お気づきの点がありましたらよろしくお願いいたします。

○鈴木（洋）委員 76 ページの虐待について伺いたいのですが、障害児の場合、親からの虐待についても入るのでしょうか。また、反対に私どもの利用者の年代になりますと子どもから暴力というケースも出ているのですが、これはご本人が報告をしない限り、この人数は出ないということですか。

○小坂部総合相談担当係長 今回、計画に載せている数値は、会議体です。高齢者・障害者虐待防止推進会議を年に 1 回実施していくことを記載しております。具体的に認定された人数や通報された人数は障害者支援協議会で報告をするかたちをとっております。障害のある方の実績となりますので、障害のない児童に関しては、児童・家庭支援センターの所管となります。

○小川部会長 なかなか、障害福祉計画の中で表すのは難しいですが、虐待防止に関しては推進協議会の中できちんと数字の報告をお願いしているところですので、推進協議会の中で、「これくらいの虐待についての相談件数があって、認定がこれくらいで」と、場合によってはやはり防止のために「このような事例がありました」とご説明をいただくことを進めていきたいと思います。

○廣木委員 85 ページの「成年後見制度 法人後見支援事業」ですが、障害等に関わる判断能力に不安のある方を法人としてサポートできるような、その法人を確保するという読み方でよろしいのでしょうか。実は社会福祉協議会が法人として受任している実績があるのですが、それ以外の法人の体制を整備するニュアンスなのか。そして区民後見人の養成は社会福祉協議会で行っているのですが、あえて障害の計画の中に載せないといけないものなのか。今、千代田区の成年後見推進機関として社会福祉協議会が役割を担っている状況なので、そこをどう計画上に反映させるのかを再度検討していただけたらと思っております。

○小川部会長 「成年後見制度 法人後見支援事業」、この中身を私自身理解していなくて、利用支援事業は社会福祉協議会で行っておられますよね。

○小坂部総合相談担当係長 法人後見支援事業に関しましては、現在行っていませんので、今後必要であろうから検討しなければいけないというものです。協議等を進めて整備しなければいけませんが、成年後見制度の状況が見えづらいところもあります。成年後見制度に関する項目は整理していければと思います。

○細越保健福祉部長 本日、福祉総務課長が出席しておりますので所管の課長がいないのですが、保健福祉部としては、社会福祉協議会の廣木委員からお話がありましたように、成年後見制度事業の中核機関として社会福祉協議会に担ってもらうことで進めております。従いまして、ここで言う「法人を確保する体制」というのはおそらく社会福祉協議会だと思うのですが、確認いたしまして、また事務局を通じてご連絡をしたいと思います。今日確認をできず、申し訳ございません。

○小川部会長 85 ページの「地域生活支援事業」については、現在千代田区が行っている地域生活支援事業について示されているページとして理解してよろしいでしょうか。

○細越保健福祉部長 はい、結構です。

○小川部会長 それでは、「成年後見制度 法人後見支援事業」も今期も行っていくもので、実施主体は区ですか。

○細越保健福祉部長 区と社会福祉協議会で位置づけて行っていくことを地域福祉計画でも明記しておりますので、おそらくその内容だと思います。表現がわかりづらいので、その点を整理したいと思います。

○小川部会長 わかりました。廣木委員、よろしいでしょうか。

○廣木委員 併せて 87 ページの表の中で、「令和元年度現在、成年後見制度利用支援事業の実施はありません」と書いてありますが、これは申立ての助成のほうなのであると思います。その下の法人後見支援事業も「令和元年度」と書いてありますので、そこも修正をお願いいたします。

○松田障害者福祉係長 承知いたしました。失礼いたしました。

○小川部会長 その他、お気づきの点はありますか。72 ページの就労選択支援は新しくできる事業ですが、計画値の「1」というのは、とりあえず当てている数字でしょうか。

○加山施設・就労支援担当係長 こちらは、実施が令和 7 年の 10 月施行と示されております。まだ見えない部分がありますので計画値を出すのが難しいところがありまして、「1」という数字を当てております。

○小川部会長 新たに継続支援 B 型や A 型を使う方はだいたい就労選択支援を使うことになると思うので、それなりの数字には実際なっていくけれど、やはり具体

的な数字を入れるのは難しいので、まずは「1」ということと理解させていただきます。短期入所の医療型や自立訓練の機能訓練の「1」も、ニュアンスとしてはそういうことでしょうか。これは実際にニーズに基づいた予測ということでしょうか。

○小坂部総合相談担当係長　こちらは、これまでの実績を踏まえて入れております。

○小川部会長　わかりました。ありがとうございます。就労継続支援のB型はかなり利用者が増加していくという見込みを立てていらっしゃるのでしょうか。

○松井給付・指導担当係長　給付・指導担当係長の松井と申します。就労継続支援のB型については、この数年事業所が新設されております。今年度に入りまして、新たに「区内にB型の事業所を開設したい」という事業者の相談を受けております。今後、ある程度選択肢が広がっていくのではないかとこの見込みのもとに数字を入れております。

○小川部会長　わかりました。現在、就労継続支援B型の利用者の方は比較的、定員に対してニーズのバランスが取れている状況ですか。少しB型のほうが足りない状況でしょうか。

○松井給付・指導担当係長　実際のところを申し上げますと、各事業所の定員の中で千代田区民の占める割合がそんなに高くないのが実情でございます。

○小川部会長　わかりました。ありがとうございます。

○小池委員　自立訓練の機能訓練、生活訓練は、区内に事業所がないという説明ですが、人数が入っているのは千代田区に住民票がある方で、近隣の区の機能訓練や生活訓練を利用されている方という意味で数字が入っているという理解でよろしいのでしょうか。

○小坂部総合相談担当係長　おっしゃるとおりです。

○小笠原委員　105ページの短期入所ですが、医療型で「1」となっていますが、これはえみふるで医療型を受け入れているのですか。

○小坂部総合相談担当係長　えみふるでは医療型というかたちでは行っておりませんので、区外の施設を利用されている方となります。

○小笠原委員　今後、区で対応していただくのが望ましいと思うのですが、今度新しくできる施設などで、短期入所の医療型についてもお考えですか。

○小坂部総合相談担当係長 具体的に医療型を整備していくことはまだ出ておりませんが、状況を見つつ、その辺りは検討していきたいと思います。

○清水幹事 今、錦町三丁目の施設の中でグループホームのショートステイを予定しておりますが、その中で医療対応について運営予定者と協議を進めております。できる限り医療の対応ができるかたちで進めたいと考えております。

○小川部会長 今のようところが障害者計画に書けるかというところですが、少し難しいですね。他には、いかがですか。それでは、第5章以降の説明を事務局からお願いいたします。

○松田障害者福祉係長 91 ページからは、第3期障害児福祉計画の記載となります。93・94 ページにつきましては児童福祉法に基づいた成果目標を、95 ページから98 ページにつきましては活動指標について記載させていただいております。99 ページからは「資料編」といたしまして、101 ページから115 ページまでは現行の障害福祉プランにおける成果目標と活動指標についての計画値と実績値の比較表となっております。116 ページから136 ページまでは、「障害者を取り巻く状況」として、区の人口推移や手帳所持者の推移、サービス受給の推移、障害児を取り巻く施設などの実態の数などをデータとして掲載しています。また136 ページからは、今年3月に実施いたしました障害者の方へのアンケート結果のポイントを掲載しています。以降、最終ページまで参考資料を添付しているかたちとなっております。

○小川部会長 ありがとうございます。それでは皆さん、ご質問、ご意見をお願いいたします。

○蒲生委員 115 ページにあります居宅訪問型児童発達支援ですが、下に「ぴかいちの整備とともに利用日数の増加は減少すると見込まれます。」とあります。居宅ではなく、ぴかいちに通所するという理解でよろしいですか。

○吉田幹事 児童・家庭支援センター所長の吉田です。すみません、ここのところは少し言葉が足りないのですが、区内ですと、ぴかいちで児童発達支援をしており、放課後等デイサービスの併設型です。ニーズが高い状況がこれまでも続いていました。そうすると、なかなかそこに通所できないお子さんがこちらのサービスを利用されていた傾向がありましたので、このような分析をしております。この8月からぴかいちで定員が増えて、運用が開始されてい

ます。送迎もしていただいておりますので、そちらに通える状況ができてきましたので、我々としてはこのような見込みをもっている状況でございます。

○蒲生委員 車両の送迎は本当に助かると思いますので、よろしくお願いいたします。

○小笠原委員 資料1の一番下、緑の部分の基本目標「就労と社会参加をすすめる仕組みづくり」の流れで、余暇活動についてはどの辺に説明がありますか。

○松田障害者福祉係長 資料1の障害者基礎調査の結果にある余暇活動についてですが、これは基本目標、協議会での委員の発言に相応したアンケート結果を引きだしておりますので、障害福祉プランのアンケート結果と一致するものではなく、両方にあるものとなないものがあります。

○小笠原委員 資料1の余暇活動については、「生涯学習の場の充実」の割合が多かったのですが、現在千代田区で実施されている日曜青年教室は年齢の幅があつて、80歳近い方から20歳くらいの方までいらっしゃいます。実際、職員の方に何うと、「世代間の交流はあるのかもしれませんが、何か1つ行おうとしても幅があるので、皆さんが喜べる充実した活動になっているかは年々疑問である」というお話がありました。それは私も前から感じていて、生涯学習館を見ても、障害のある方の自主活動はなかなか難しいと思うので、行政からもう少し高齢者の方に対応できるような生涯学習の場の設定が必要なのかなと思います。

○小川部会長 重要なご意見かと思いますが、いかがですか。

○松田障害者福祉係長 日曜青年教室は何十年という長い歴史がありまして、当然若い方たちがだんだん高齢になってこられて、また新しい方も入ってこられるという状況で、年齢の幅も広くなり、内容が全員の方に対応することが難しい状況になっていると感じます。こちらは生涯学習・スポーツ課の実施事業ですが、「協議会でご意見をいただいている」ということを提供しながら、連携をしていくかたちにしたいと思います。

○小川部会長 「余暇活動・社会参加の促進」という項目になっていて、生涯教育というところで、どのように取り組むかは文部科学省も障害のある方の生涯教育に積極的に取り組み始めて、施策も明確になっているところなので、今回入れられるかどうかですが、キーワードとして「生涯教育」ということも検討

する時期にきているかなという印象、感想をもちました。その他、障害児福祉計画だけでなく全体について、何か言い忘れたことや気がついたことがありましたら、ご意見、ご質問をお願いいたします。

○鈴木（洋）委員 インクルージョンの推進をしておりますが、これは福祉からだけのインクルージョンの推進ではなく、教育分野ではどのように対応していращやるのですか。

○小川部会長 インクルージョンの問題は教育の段階から取り組まないといけないと言われていますが、それをどのように障害者計画の中で取り扱うのかという意味も含めたご質問かと思います。

○吉田幹事 インクルージョンについては、教育委員会事務局の中に我々児童・家庭支援センターも所属しております、いわゆる学校の皆さんとも一緒に議論しているところであります。まだ書き込めていないところがありますが、例えば 62・63 ページの切れ目のない支援に向けてということで、先ほど少し話に出ましたはばたきプランは障害のあるお子さんが就学されて、そこから先、小学校、中学校といく役割をはたしております。実際に行っていることですので、そういったところも具体の取組を強調していくことは重要なかなとお話を伺いまして思ったところです。

それから、医療的ケア児支援協議会を行っておりまして、保育園や学校の関係者と受け入れ態勢など色々議論をしていくこと、この計画に書き込んでいくこともできるかと思います。インクルージョンの観点、インクルーシブ教育については我々としても少し作業をしていただければと思っております。

○廣瀬委員 基本目標 1「地域の中でともに生きる仕組みづくり」のところで気になっているのは、地域でのつながり方として、どのように地域生活コーディネーターが地域とのつながりを強化するために活動されているのか、これから活動されていくのかがあまり見えてこないことです。町会サイドでもおそらく高齢者に対しては手厚く福祉をされていると思うのですが、障害者に対しては啓発・PR も含めてどの程度推し進められているのか見えてきません。基本目標 1 の一番重要なところが見えてこないのが残念ですので、もう少し具体的に行っていることや今後行うことについて、お聞きしたいです。

○小坂部総合相談担当係長 廣瀬委員のおっしゃっていること、そのとおりだと思っております。昨年度来、基幹相談支援、地域生活支援拠点等の中の地域生活コーディネーターの議論を相談支援部会で重ねてまいりました。その辺りを強化するために、町会や知的・身体相談員の方々も含めた地域の団体の情報を集約していく中で、相談につながらない方たちにも対応していく体制をつくっていくことを進めていきたいと思っております。

○廣瀬委員 私は特に町会絡みの人間ですが、障害者の方たちに対する体制については「どうしたらいいかわからない」という方々がほとんどでしたので、「地域の中でともに生きる仕組みづくり」において、もう少し障害者に近寄っていく、アプローチしていくようなものがないと理解できないかなと思います。

○小川部会長 とても重要なご意見ですので、障害者計画のどこに文言として盛り込んでいくのかは一工夫必要だと思います。

○細越保健福祉部長 ありがとうございます。確かにそこら辺が一番弱いのかなと私も思います。基本目標2「安心して暮らす仕組みづくり」に、重層的な相談となっていますが相談に限らず、ここがまさに町会はもとより民生委員の方など、さまざまな地域の方たちに入っていて、支えていく。そのイメージ図が31・32ページに重層的な相談支援体制としてあるのですが、廣瀬委員のご意見を踏まえて、つながりやアプローチがもう少しわかるようなものを工夫したいと思います。

○小川部会長 ありがとうございます。先ほどの小笠原委員のご意見や27ページの「②基幹相談支援センター」の記述、それから28ページの「③障害者よろず相談」の記述、そして今部長がおっしゃられた31・32ページについて、行間を埋めるような、「こういうふうにしていきたいんだ」ということについて、もうひと息何か表現があると、皆さんの「いい地域をつくっていくんだ」「地域と連携してこういうふうにしていきたいんだ」ということが表れていいかなと思います。行政計画の中で表現するのは非常に難しい部分かもしれませんが、ご意見がありましたので参考にさせていただければと思います。他にはいかがですか。よろしいですか。

それでは、私も最後にもう 1 点、どうしても就労支援が気になるのですが、83 ページに「①千代田区障害者就労支援センター事業」がありますが、「障害者就労支援センター機能を拡充し」という文言があります。これについては、書かないまでも何か具体的なことが予定としてあるのですか。それから今期、雇用率のカウントに週 10 時間以上 20 時間未満が含まれるということが就労支援の重要なポイントかと思われます。ねらいとしては、中小企業あるいは、就労継続支援事業 B 型、A 型で 30 時間以上あるいは 20 時間以上の雇用就労は難しいけれども、短時間であれば就労できる方たちをなんとか就労につなげていくことが施策の目的だと思いますので、中小企業や短時間労働、障害の重い方たちが福祉的就労から就労に移行する、その辺を意識した表現をしていただけることを期待したいと思います。やはり、その関連で、就労継続支援 B 型が事業者の増加で数が増えていくのは全体の整合性としてどうなのかということも、意見として述べさせていただきます。

○秋元委員 今おっしゃっていただいたように、新しい制度の中で短時間ということがありますので、センターとしましても説明して区内で短時間の就労をしていただける企業様も出てきています。そちらと連携していくような動きをしております。また短時間雇用の必要性に関しましては、区内の事業所に短時間雇用ができる方がどれくらいいるか、アンケートをすでにとっております。以前短時間雇用をされた方は、「どのような仕事に就いたか」「どのような課題があったか」ということも併せてアンケートを取っております。また、登録者様にこれから満足度調査というかたちでアンケートを取るのですが、その中にも短時間就労についての意見を盛り込んでいきたいと思っております。センターの中では、まだ就労フェーズにない方々が多数登録されておりますので、そういった方がこの制度を使って、1 人でも多く一般就労に結びつくような動き方を心がけてまいりたいと思っております。

○小川部会長 ありがとうございました。

○小池委員 1 つ、誤記と思われる所を見つけたので申し上げたいのですが、63 ページの例示 4 の 2 段落目に「医療保険サービスへの移行については」と書いてあ

るのですが、文脈からすると「介護保険サービス」ではと思いましたので、ご確認いただきたいと思います。

○小坂部総合相談担当係長　ご指摘ありがとうございます。修正してまいります。

○小川部会長　それでは、時間も随分過ぎてしまいましたので、議題(2)「今後のスケジュールについて」、事務局よりお願いいたします。

○松田障害者福祉係長　本日、委員の皆様から頂戴いたしましたご意見につきましては、プランに反映させてまいりたいと思います。冒頭で部会長からもお話いただきました、一定の時期までに、現在お持ちいただいている素案を確認いただきながら、FAX やメールで改めてご意見を頂戴した上で、次の協議会全体会でご説明をさせていただければと思っております。

全体会については、まだ皆様に通知を出しておりませんが、11月6日(月)18時30分に今日と同じ401会議室で開催したいと考えてございます。通知は別途させていただきますので、よろしくお願いいたします。今年度に関しましては、全体会、計画部会、差別解消支援部会、相談支援部会といくつも部会がございまして、委員の皆様には複数の部会にまたがってご出席いただいている方もございます。短い期間にいくつか会議をさせていただくこともあり、大変申し訳ないのですが、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

○小川部会長　ありがとうございます。今日、まだ意見を十分あげられていないことについては、方法や時期について改めて周知いただくというご説明でしょうか。

○松田障害者福祉係長　はい、そうなります。

○小川部会長　それでは、委員の皆様、よろしくお願いいたします。それを反映させたものが次の千代田区障害者支援協議会全体会、それがラストチャンスですので、皆さん、よろしくお願いいたします。それでは、この辺りで終了とさせていただきますたいと思います。時間が少し延びてしまって申し訳ありませんでした。事務局にお返しいたします。

○清水幹事　本日は冒頭にこちらの不手際がございまして、廣瀬委員、鈴木委員には遅れてご参加いただくかたちになりまして、大変申し訳ございませんでした。皆様にもお待たせしてしまい、大変申し訳ございませんでした。委員の皆様、

活発なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。委員の皆様からのご意見、ご指摘につきましては、先ほど申し上げましたとおり、事務局で整理いたします。また今後改めてご通知さしあげますが、別途ご意見をいただきまして、その内容を整理しまして次回の全体会に向けて作成してまいります。それでは、最後に小川会長から一言お願いいたします。

○小川部会長　長時間、ご検討いただきましてありがとうございました。以上で、終了とさせていただきます。